

「名簿、就任承諾書及び履歴書並びに役員が私立学校法第38条第8項において準用する学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面」に改むる。

第二十六条様式申「理事長等」や「理事等」に「の理事長」や「の理事」に「理事長及び理事長代理」や「理事長代理」に「監事の」や「理事又は監事の」に「就任承諾書、履歴書及び身分証明書」や「名簿、就任承諾書及び履歴書並びに役員が私立学校法第38条第8項において準用する学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面」に改むる。

第二十七条様式申「の面積等概況表」や「その他直接保育又は教育の用に供する土地の面積、所在地及び整備状況の明細表」に「校地の図面」や「その図面」に「等建物」や「その他直接保育又は教育の用に供する建物」に「構造表」や「及び構造の明細表」に「校舎等の登記簿謄本」や「校舎その他直接保育又は教育の用に供する土地及び建物の登記事項証明書」に「の寄附行為並びに」や「又は準学校法人の寄附行為、」に「（設置者が個人である場合はその履歴書及び身分証明書）や「並びに役員が私立学校法第38条第8項において準用する学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面」に改むる。

第二十八条様式申「の面積等概況表」や「その他直接保育又は教育の用に供する土地の面積、所在地及び整備状況の明細表」に「校地の図面」や「その図面」に「等建物」や「その他直接保育又は教育の用に供する建物」に「構造表」や「及び構造の明細表」に「校舎等の登記簿謄本」や「校舎その他直接保育又は教育の用に供する土地及び建物の登記事項証明書」に「の寄附行為並びに」や「寄附行為、」に「（設置者が個人である場合はその履歴書及び身分証明書）や「並びに役員が私立学校法第38条第8項において準用する学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面」に改むる。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県規則第三十二号

山梨県個人情報保護条例施行規則を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦
山梨県個人情報保護条例施行規則

山梨県個人情報保護条例施行規則（平成五年山梨県規則第十八号）の全部を改正する。（趣旨）

第一条 この規則は、山梨県個人情報保護条例（平成十七年山梨県条例第十五号）以下

「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 この規則において「電子計算機処理」とは、電子計算機を使用して行う情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、次に掲げる処理を除く。
一 専ら文書を作成するための処理
二 専ら文書又は図画の内容を記録するための処理
三 製版その他の専ら印刷物を製作するための処理
四 専ら文書又は図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理（個人情報取扱事務登録簿等）

第三条 条例第十三条第一項の個人情報取扱事務登録簿は、第一号様式のとおりとする。
2 実施機関は、条例第十三条第四号の規定により個人情報取扱事務を定めるときは、当該個人情報取扱事務の名称を公表するものとする。

第四条 条例第十三条第一項第七号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 個人情報取扱事務の開始年月日
二 事務の手順の概要
三 電子計算機処理の有無
四 保有個人情報の経常的な提供先及び提供する項目名
五 他法令による開示制度の有無
六 氏名及び生年月日のみでは本人を検索することが困難である場合にあっては、本人の検索に資する項目の有無
七 保有個人情報記録された主な行政文書の名称（保有個人情報開示請求書）

第五条 条例第十五条第一項の開示請求書は、保有個人情報開示請求書（第二号様式）のとおりとする。

2 前項の開示請求書には、開示請求に係る保有個人情報について次に掲げる事項を記載することができる。
一 求める開示の実施の方法
二 開示の実施を希望する日
（開示請求における本人確認手続等）

第六条 開示請求をする者は、実施機関に対し、次に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。
一 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の

（開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の

（開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の

（開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の

（開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の

（開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の

氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードその他法令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため実施機関が適当と認める書類

2 条例第二十七条第一項の規定により開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、実施機関に対し、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため実施機関が別に定める書類を提示し、又は提出しなければならぬ。

3 開示請求書を実施機関に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したものと及びその者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し（開示請求をする日前三十日以内に作成されたものに限り。）を実施機関に提出すれば足りる。

4 条例第十四条第二項の規定により法定代理人が開示請求をする場合には、当該法定代理人は、戸籍謄本その他の法定代理人たる資格を証明する書類（開示請求をする日前三十日以内に作成されたものに限り。）を実施機関に提示し、又は提出しなければならぬ。

5 開示請求をした法定代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を当該開示請求をした実施機関（条例第二十三条第一項の規定による通知があつた場合にあっては移送を受けた実施機関）に届け出なければならない。

6 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとなす。

（条例第二十条第一項の規則で定める事項）

第七条 条例第二十条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
- 二 開示を実施することができる日、時間及び場所並びに条例第二十五条第二項の規定による申出をする際に当該開示を実施することができる日のうちから開示の実施を希望する日を選択すべき旨

2 開示請求書に第五条第二項各号に掲げる事項が記載されている場合における条例第二十条第一項の規則で定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 開示請求書に記載された開示の実施の方法による保有個人情報の開示を実施する

ことができる場合（開示請求書に記載された開示の実施を希望する日に保有個人情報の開示を実施することができる場合に限る。）その旨及び前項各号に掲げる事項

二 前号に掲げる場合以外の場合 その旨及び前項各号に掲げる事項
（第三者に対する通知に当たつての注意）

第八条 実施機関は、条例第二十四条第一項又は第二項の規定により、第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を知照するに当たつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

（条例第二十四条第一項の規則で定める事項）

第九条 条例第二十四条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 開示請求の年月日
- 二 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

（条例第二十四条第二項の規則で定める事項）

第十条 条例第二十四条第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 開示請求の年月日
- 二 条例第二十四条第二項各号のいずれに該当するかの別及びその理由
- 三 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

（開示の実施の方法）

第十一条 条例第二十五条第一項本文の文書又は図画の閲覧の方法は、次の各号に掲げる文書又は図画の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧する方法とする。

- 一 文書又は図画（次号から第四号までのいずれかに該当するものを除く。）当該文書又は図画（条例第二十五条第一項ただし書の規定が適用される場合）にあっては、次項第一号に定めるもの）
- 二 マイクロフィルム 当該マイクログラフフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該マイクログラフフィルムを日本工業規格A列三番（以下「A三判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したもの

三 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦八十九ミリメートル、横百二十七ミリメートルのもの又は縦二百三十三ミリメートル、横二百五十四ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したもの

四 スライド 当該スライドを専用機器により映写したもの

2 条例第二十五条第一項本文の文書又は図画の写しの交付の方法は、次の各号に掲げる文書又は図画の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものを交付する方法とする。

- 一 文書又は図画（次号から第四号までのいずれかに該当するものを除く。）当該文書又は図画を複写機によりA三判以下の大きさの用紙に複写したもの。ただし、

これにより難い場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機により日本工業規格A列〇番（以下「A〇判」という。）、日本工業規格A列一番（以下「A一判」という。）若しくは日本工業規格A列二番（以下「A二判」という。）の用紙に複写したも又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したも

二 マイクロフィルム 当該マイクロフィルムをA三判以下の大きさの用紙に印刷したも

三 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したも

四 スライド 当該スライドを印画紙に印画したも

（条例第二十五条第一項の規則で定める方法）

第十二条 条例第二十五条第一項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本工業規格C五五六八に適合する記録時間百二十分のものに限る。別表の五の項において同じ。）に複写したものの交付

二 ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本工業規格C五五八一に適合する記録時間百二十分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

三 電磁的記録（前二号又は次号に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であつて、実施機関がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。次号において同じ。）により行うことができるもの

イ 当該電磁的記録をA三判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

ロ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴

ハ 当該電磁的記録をA三判以下の大きさの用紙に出力したものの交付

二 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X六二二三に適合する幅九十三ミリメートルのものに限る。ト及び別表の七の項において

同じ。）に複写したものの交付

ホ 当該電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合

する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。ト及び別表の七の項八において同じ。）に複写したものの交付

ヘ 当該電磁的記録を光ディスクカートリッジ（日本工業規格X六二七五に適合する記憶容量二百三十メガバイトのもの又は日本工業規格X六二七七に適合する記憶容量六百四十メガバイトのものに限る。ト及び別表の七の項二において同じ。）に複写したものの交付

ト 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ、光ディスク又は光ディスクカートリッジ以外の電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）に複写したものの交付

四 電磁的記録（前号二からトまでに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。） 前号イからハまでに掲げる方法であつて、実施機関がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

（開示の実施の方法の特例）
第十三条 前二条の規定にかかわらず、映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

一 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

二 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

2 前二条の規定にかかわらず、スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

一 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴

二 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

（開示の実施の方法等の申出）

第十四条 条例第二十五条第二項の規定による申出は、開示実施方法等申出書（第三号様式）により行わなければならない。

2 第七条第二項第一号に掲げる場合に該当する旨の条例第二十条第一項の規定による通知があつた場合において、第七条第一項各号に掲げる事項を変更しないときは、条例第二十五条第二項の規定による申出は、することを要しない。

（条例第二十五条第二項の規則で定める事項）

第十五条 条例第二十五条第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）

二 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあつては、

その旨及び当該部分

三 開示の実施を希望する日

(開示の実施に関する開示請求における本人確認手続に係る規定の準用)

第十六条 第六条第一項及び第四項の規定は、開示の実施について準用する。この場合において、同条第一項中「開示請求をする」及び「開示請求書に記載されている開示請求をする」とあるのは、「開示を受けようとする」と、同条第四項中「開示請求をする」を「開示を受けようとする」と読み替えるものとする。

(開示実施費用の額)

第十七条 条例第二十六条第一項の規則で定める額は、開示を受ける保有個人情報に記載した行政文書一件につき、別表の上欄に掲げる行政文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額(複数の実施の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額)とする。

(開示実施費用の減免)

第十八条 条例第二十六条第一項の規定に基づき開示の実施の費用の減額又は免除を受けようとする者は、開示実施費用減免申請書(第四号様式)に、申請人が生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を添付して、これを実施機関に提出しなければならない。

(保有個人情報訂正請求書)

第十九条 条例第三十条第一項の訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(第五号様式)のとおりとする。

(訂正請求に関する開示請求における本人確認手続等に係る規定の準用)

第二十条 第六条第一項から第三項までの規定は、訂正請求について準用する。この場合において、同条第三項中「第十四条第二項」とあるのは、「第二十九条第二項」と読み替えるものとする。

(保有個人情報利用停止請求書)

第二十一条 条例第三十八条第一項の利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(第六号様式)のとおりとする。

(利用停止請求に関する開示請求における本人確認手続等に係る規定の準用)

第二十二条 第六条第一項から第三項までの規定は、利用停止請求について準用する。この場合において、同条第三項中「第十四条第二項」とあるのは、「第三十七条第二項」と読み替えるものとする。

(個人情報取扱業務登録申請書)

第二十三条 条例第五十条第二項の申請書は、個人情報取扱業務登録申請書(第七号様式)のとおりとする。

(条例第五十条第二項第四号の規則で定める事項)

第二十四条 条例第五十条第二項第四号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第四号及び第六号については、業務登録を受けようとする事業者が個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第三項に規定する個人情報取扱事業者である場合に限る。

一 業務を取り扱う県内の事業所の名称

二 業務における個人情報の電子計算機処理の有無

三 業務における個人情報の保護のための措置の概要

四 保有個人データ(個人情報の保護に関する法律第二条第五項に規定する保有個人データをいう。以下この号及び第六号において同じ。)の利用目的の通知並びに保有個人データの開示、訂正及び利用停止の求めに応じる手続

五 個人情報の保護に関する問い合わせ先

六 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

(個人情報取扱業務登録簿)

第二十五条 条例第五十条第三項の規則で定める登録簿は、第二十三条の申請書の業務登録票を個人情報取扱業務登録簿として編さんをしたものとする。

(個人情報取扱業務登録済証)

第二十六条 知事は、条例第五十条第三項本文の規定により業務の登録をしたときは、当該業務登録を受けた事業者(以下「業務登録事業者」という。)に個人情報取扱業務登録済証(第八号様式)を交付するものとする。

2 業務登録事業者は、前項の規定により交付された個人情報取扱業務登録済証(以下「登録済証」という。)を破損し、汚損し、又は紛失したときは、知事にその再交付を申請することができる。

3 前項の規定により登録済証の再交付を申請しようとする者は、個人情報取扱業務登録済証再交付申請書(第九号様式)を知事に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、破損し、又は汚損した登録済証を添付しなければならない。

(個人情報取扱業務登録変更申請書等)

第二十七条 条例第五十二条第一項の申請書は、個人情報取扱業務登録変更申請書(第十号様式)のとおりとする。

2 業務登録事業者が条例第五十二条第一項の規定により変更の申請を行う場合において、登録済証の記載事項に変更があるときは、当該業務登録事業者は、前項の個人情

報取扱業務登録変更申請書に登録済証を添付しなければならない。この場合においては、知事は、登録済証を書き換えて当該業務登録事業者に交付するものとする。

(個人情報取扱業務登録廃止届出書)

第二十八条 条例第五十三条の規定による届出は、個人情報取扱業務登録廃止届出書(第十一号様式)に登録済証を添付して行わなければならない。

(業務登録の抹消の通知)

第二十九条 知事は、条例第五十四条の規定による登録の抹消をしたときは、当該抹消に係る業務登録事業者に書面によりその旨及びその理由を通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた事業者は、速やかに登録済証を知事に返納しなければならない。

(調査の要請及び勧告の方式)

第三十条 条例第五十六条第一項の規定による要請及び同条第三項の規定による勧告は、書面により行うものとする。

(意見陳述の機会の付与の手続)

第三十一条 条例第五十六条第四項の規定による意見陳述は、知事等が口頭であることを認めたとときを除き、陳述書の提出によるものとする。

2 知事等は、条例第五十六条第四項の規定により事業者に意見陳述の機会を与えるときは、当該事業者に対し、書面により次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 公表しようとする内容及びその理由

二 陳述書の提出先及び提出期限(口頭による意見陳述の機会を与えるときは、その旨並びに出頭すべき場所及び期日)

3 前項の規定により通知を受けた事業者が口頭による意見陳述をするときは、知事等が指定する職員が聴取し、及びその陳述の要旨を記載した調書を作成するものとする。

4 第二項の規定により通知を受けた事業者が陳述書の提出期限までに陳述書を提出せず、かつ、口頭による意見陳述をしなかったときは、意見陳述の機会を放棄したものとみなす。

(施行状況の公表の方法)

第三十二条 条例第七十三条第二項の規定による施行状況の概要の公表は、次に掲げる事項を県公報に掲載して行うものとする。

- 一 個人情報取扱事務の登録の件数
- 二 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の件数
- 三 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の処理状況
- 四 異議申立ての件数
- 五 異議申立ての処理状況

- 六 事業者の業務の登録状況
- 七 事業者に対する調査・助言・勧告・公表の件数
- 八 その他知事が必要と認める事項

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県個人情報保護条例施行規則の規定に基づいて備えられている個人情報取扱業務登録簿及び個人情報取扱業務登録簿は、この規則の規定に基づいて備えられた個人情報取扱業務登録簿及び個人情報取扱業務登録簿とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県個人情報保護条例施行規則の規定に基づいて交付されている個人情報取扱業務登録簿は、この規則の規定に基づいて交付された個人情報取扱業務登録簿とみなす。

別表(第十七条関係)

行政文書の種別	開示の実施の方法	開示実施費用の額
一 文書又は図画(二の項から四の項まで又は八の項に該当するものを除く)	イ 複写機により複製したものの交付 ロ 撮影した写真フィルムを印刷紙に印刷したものとの交付	用紙一枚につき十円(A二判の大きさのものについては三十円、A一判の大きさのものについては百十円、A〇判の大きさのものについては百二十円、多色刷りのA三判以下の大きさのものについては四十円)
ニ マイクロフィルム	用紙に印刷したものの交付	用紙一枚につき十円
三 写真フィルム	印刷紙に印刷したものの交付	一枚につき四十円(縦二百三ミリメートル、横二百五十四ミリメートルのものについては、五百二十円)に十二枚までごとに六百八十円を加えた額
四 スライド(九の)	印刷紙に印刷したもの	一枚につき百三十円(縦二百三ミリメートル、横二百五十四ミリメートルのものについては、五百二十円)

<p>項に該当するものを除く。）</p>	<p>のの交付</p>	<p>1メートル、横二百五十四ミリメートルのものについては、千五百二十円）</p>
<p>五 録音テープ（九の項に該当するものを除く。）又は録音ディスク</p>	<p>録音カセットテープに複写したものの交付</p>	<p>一卷につき百七十円</p>
<p>六 ビデオテープ又はビデオディスク</p>	<p>ビデオカセットテープに複写したものの交付</p>	<p>一卷につき三百五十円</p>
<p>七 電磁的記録（五の項、六の項又は八の項に該当するものを除く。）</p>	<p>イ 用紙に出力したものの交付 ロ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付</p>	<p>用紙一枚につき十円 一枚につき七十円</p>
<p>八 映画フィルム</p>	<p>ホ フレキシブルディスクカートリッジ、光ディスク又は光ディスクカートリッジ以外の電磁的記録媒体に複写したものの交付</p>	<p>実施機関において複写用の電磁的記録媒体を購入するのに要した費用の額</p>
<p>九 スライド及び録音テープ（第十三</p>	<p>二 光ディスクカートリッジに複写したものの交付 ハ 光ディスクに複写したものの交付</p>	<p>一枚につき、二百三十メガバイトのものについては三百四十円、六百四十メガバイトのものについては五百三十円</p>
<p>ビデオカセットテープに複写したものの</p>	<p>実施機関において複写用の電磁的記録媒体を購入するのに要した費用の額及び複写するために委託をした場合の委託費の合計額</p>	<p>実施機関において複写用の電磁的記録媒体を購入するのに要した費用の額及び複写するために委託をした場合の委託費の合計額</p>

条第二項に規定する交付する場合におけるものに限る。）

び複写するために委託をした場合の委託費の合計額

備考 一の項イ、二の項又は七の項イの場合において、画面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。

個人情報取扱事務登録簿

			固有・共通
登録年月日	年 月 日	登録番号	
個人情報取扱事務を所管する組織の名称	保有課室所等の名称		
	登録担当課室所等の名称		
個人情報取扱事務	名 称		
	目 的	(根拠法令等)	
	開始年月日	年 月 日	
保有個人情報の対象者の範囲			

事務の手順の概要

(裏面)

保有個人情報の対象者の範囲						
保有個人情報の記録項目	基本的事項	<input type="checkbox"/> 整理番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	家庭生活	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	資産・収入等	<input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/>
		心身の状況	社会生活	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 役職 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	その他	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体の特徴 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			思想・信条等	<input type="checkbox"/> 人種・民族 <input type="checkbox"/> 思想・信条・宗教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分 <input type="checkbox"/> 犯罪に関する経歴 <input type="checkbox"/> 取得の理由 <input type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> 公共安全等 <input type="checkbox"/> 審議会意見	
保有個人情報の収集先	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 (条例第5条第3項第 号該当) <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間団体・私人 <input type="checkbox"/> その他 ()				<input type="checkbox"/> 実施機関内部での利用	
電子計算機処理の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 オンライン結合による提供			<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		
保有個人情報の経常的な提供先及び提供する項目名	経常的な提供先			提供する項目名		
他法令による開示制度の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	法令名 ()				
本人の検索に資する項目の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	項目名 ()				
保有個人情報が記録された主な行政文書の名称						

殿

住所（居所）
氏 名
連 絡 先

保有個人情報開示請求書

山梨県個人情報保護条例第14条第1項又は第2項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有個人情報の内容（保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他保有個人情報を特定するに足る事項）	
--	--

（法定代理人記入欄）法定代理人が請求する場合は、この欄も記入してください。

本人の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人	
本人の氏名及び住所（居所）	氏 名	
	住所（居所）	

（開示の実施の方法等記入欄）求める開示の実施の方法等について、この欄に記入することができます。

求める開示の実施の方法	1 文書又は図画の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 2 電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの写しの交付 <input type="checkbox"/> 複製物の交付
開示の実施を希望する日	年 月 日

注

- 本人が請求する際には、本人であることを示す書類（運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。法定代理人が請求する際には、当該法定代理人本人であることを示す書類のほか、当該法定代理人の資格を示す書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）を提示し、又は提出してください。なお、法定代理人が法人であるときは、「住所（居所）」欄には当該法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には当該法人の名称及び代表者の氏名を記入し、当該法人の代表者印を押印してください。
- この請求書に記載される請求者及び本人の個人情報は、請求内容の確認の連絡や決定通知書の送付等開示に係る手続のために使用するものであり、その他の目的で使用することはありません。

※処理欄（この欄には記入しないでください。）	受付年月日	年 月 日	担当所属	
	備考			

殿

住所(居所)
氏 名
連 絡 先

開示実施方法等申出書

山梨県個人情報保護条例第25条第2項の規定により、次のとおり開示の実施の方法について申し出ます。

申出に係る開示決定等	年 月 日 第 号
	(保有個人情報の内容)
求める開示の実施の方法	1 文書又は図画の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 2 電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの写しの交付 <input type="checkbox"/> 複製物の交付
開示の実施を希望する日	年 月 日
備 考	

注

- 1 保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法を備考欄に記載してください。
- 2 また、開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分を備考欄に記載してください。
- 3 この申出書に記載される申出者の個人情報は、申出内容の確認の連絡等開示に係る手続のために使用するものであり、その他の目的で使用することはありません。

※処理欄(この欄には記入しないでください。)	受付年月日	年 月 日	担当所属	
	備考			

殿

住所(居所)
氏 名
連 絡 先

開示実施費用減免申請書

山梨県個人情報保護条例施行規則第18条の規定により、次のとおり開示実施費用の減免について申請します。

開 示 決 定 等	年 月 日 第 号
	(保有個人情報の内容)
減免を求める理由	

注

- 「減免を求める理由」が、生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることとする場合は、当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合は、当該事実を証明する書面を添付してください。
- この申請書に記載される申請者の個人情報は、申請内容の確認の連絡等開示に係る手続のために使用するものであり、その他の目的で使用することはありません。

※処理欄(この欄には記入しないでください。)	受付年月日	年 月 日	担当所属	
	備 考			

第5号様式(第19条関係)

年 月 日

殿

住所(居所)
氏 名
連 絡 先

保有個人情報訂正請求書

山梨県個人情報保護条例第29条第1項又は第2項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容(保有個人情報を特定するに足る事項)	開示を受けた年月日	年 月 日
訂正請求の趣旨及び理由		

(法定代理人記入欄) 法定代理人が請求する場合は、この欄も記入してください。

本人の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人	
本人の氏名及び住所(居所)	氏 名	
	住所(居所)	

注

- 1 本人が請求する際には、本人であることを示す書類(運転免許証、旅券等)を提示し、又は提出してください。法定代理人が請求する際には、当該法定代理人本人であることを示す書類のほか、当該法定代理人の資格を示す書類(戸籍謄本、登記事項証明書等)を提示し、又は提出してください。なお、法定代理人が法人であるときは、「住所(居所)」欄には当該法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には当該法人の名称及び代表者の氏名を記入し、当該法人の代表者印を押印してください。
- 2 この請求書に記載される請求者及び本人の個人情報は、請求内容の確認の連絡や決定通知書の送付等訂正に係る手続のために使用するものであり、その他の目的で使用することはありません。

※処理欄(この欄には記入しないでください。)	受付年月日	年 月 日	担当所属	
	備考			

殿

住所（居所）
氏 名
連 絡 先

保有個人情報利用停止請求書

山梨県個人情報保護条例第37条第1項又は第2項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容（保有個人情報を特定するに足る事項）	開示を受けた年月日	年 月 日
利用停止請求の趣旨及び理由		

（法定代理人記入欄）法定代理人が請求する場合は、この欄も記入してください。

本人の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人	
本人の氏名及び住所（居所）	氏 名	
	住所（居所）	

注

- 本人が請求する際には、本人であることを示す書類（運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。法定代理人が請求する際には、当該法定代理人本人であることを示す書類のほか、当該法定代理人の資格を示す書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）を提示し、又は提出してください。なお、法定代理人が法人であるときは、「住所（居所）」欄には当該法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には当該法人の名称及び代表者の氏名を記入し、当該法人の代表者印を押印してください。
- この請求書に記載される請求者及び本人の個人情報は、請求内容の確認の連絡や決定通知書の送付等利用停止に係る手続のために使用するものであり、その他の目的で使用することはありません。

※処理欄（この欄には記入しないでください。）	受付年月日	年 月 日	担当所属	
	備考			

第7号様式(第23条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、
事務所又は事業所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

個人情報取扱業務登録申請書

個人情報の取扱いに係る業務について別紙業務登録票のとおり登録を受けたいので、
山梨県個人情報保護条例第50条第2項の規定により申請します。

注 この申請書及び別紙業務登録票に記載される申請者及び登録事業者の個人情報は、
業務登録事務のために使用するものであり、その他の目的で使用することはありません。

個人情報取扱業務登録済証

事業者名

県内で行う個人情報取扱業務について、山梨県個人情報保護条例第50条第3項の規定により個人情報取扱業務登録簿に登録したことを証する。

年 月 日

山梨県知事

印

1 住所又は主たる事務所の所在地

2 登録業務の名称

3 登録年月日

年 月 日

第9号様式(第26条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、事務所又は
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

個人情報取扱業務登録済証再交付申請書

個人情報取扱業務登録済証の再交付を受けたいので、山梨県個人情報保護条例施行規則第26条第2項の規定により申請します。

申請に係る 業務の登録番号	
再交付を申請する理由	

注

- 1 破損し、又は汚損した登録済証を添付してください。
- 2 この申請書に記載される申請者の個人情報は、申請内容の確認の連絡や登録済証の交付のために使用するものであり、その他の目的で使用することはありません。

山梨県知事 殿

住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、事務所又は
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

個人情報取扱業務登録変更申請書

個人情報の取扱いに係る業務について変更の登録を受けたいので、山梨県個人情報保護条例第52条第1項の規定により申請します。

- 1 申請に係る業務の登録番号
- 2 変更に係る登録事項

変更前	変更後

- 3 変更年月日

注

- 1 変更後の業務登録票を添付してください。
- 2 登録済証の記載事項に変更が生じるときは、登録済証を添付してください。
- 3 この申請書に記載される申請者の個人情報は、申請内容の確認の連絡や登録済証の交付のために使用するものであり、その他の目的で使用することはありません。

第 11 号様式 (第 28 条関係)

年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

住 所

氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、事務所又は
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

個人情報取扱業務登録廃止届出書

個人情報の取扱いに係る業務を廃止しましたので、山梨県個人情報保護条例第 5 3 条の規定により届け出ます。

- 1 届出に係る業務の登録番号
- 2 届出に係る業務の名称
- 3 業務の廃止年月日

注

- 1 廃止した業務に係る登録済証を添付してください。
- 2 この届出書に記載される届出者の個人情報は、届出内容の確認の連絡のために使用するものであり、その他の目的で使用することはありません。